

燕市工場等暑熱対策 総合支援補助金

働きやすい職場環境整備のため、工場等の暑熱対策を行う市内中小企業者に対して経費の一部を補助します。

■対象事業

1. 屋根・壁の遮熱・断熱工事
2. 地下水クーラーの導入工事
3. 小規模企業者による窓の遮熱工事

◀遮熱断熱促進補助金を拡充！
3つの区分で支援します！
各区分での申請が可能！



1. 屋根・壁の遮熱・断熱工事

工場等の屋根又は壁（窓含む）に施工する遮熱・断熱工事で、補助対象経費が100万円以上の工事。なお、屋根への施工を必須とし、外壁のみの施工は不可、ただし、既に屋根に施工済みの場合は外壁のみの施工を対象とします。

【補助率】対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）

【補助上限額】施工面積に応じて、100万円・150万円・200万円の3段階

▲つばめ子育て企業プラスの場合、補助上限額が20%増となります。

2. 地下水クーラーの導入工事

工場等に地下水クーラーを導入する工事。なお、当制度において、地下水クーラーとは地下水を冷却媒体として利用する空調機器のこと指します。ただし、可動式のものは対象外。

【補助率】対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

【補助上限額】150万円

3. 小規模企業者による窓の遮熱工事

◀小規模企業者限定



小規模企業者の工場等の窓に施工する遮熱工事で、補助対象経費が10万円以上の工事。なお、イータ（η）値が窓ガラス単体で0.49以下の窓ガラスへの交換や、遮熱効果が確認できる遮熱フィルム・シート等などの施工を対象とする。

【補助率】対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）

【補助上限額】50万円

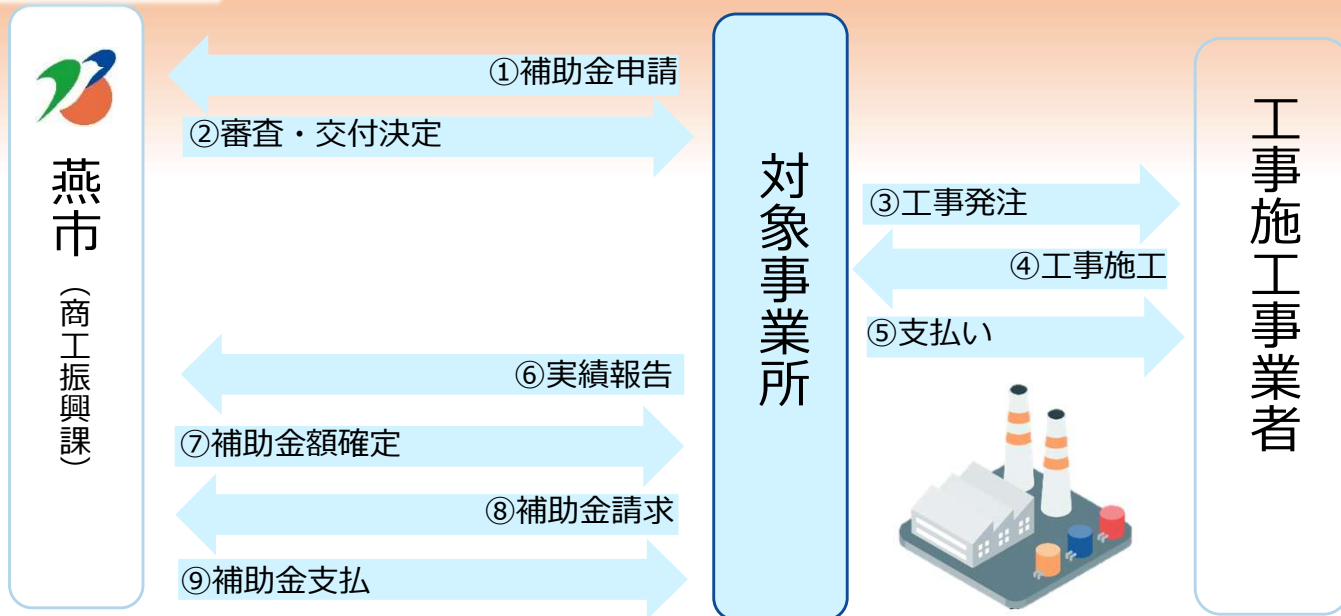
■申請期間

令和8年4月1日（水）～令和8年12月25日（金）

詳しくは、裏面及び「ホームページ」をご覧ください



■ フロー図



■ 対象要件

- (1) 市内で1年以上事業を営む中小企業者であること。
対象事業のうち、「3.窓の遮熱工事」の場合は、小規模企業者。
- (2) 常時雇用労働者が2人以上であること。
- (3) 燕市SDGs実践事業者に登録してあること。
- (4) 市税等の滞納をしていないこと。
- (5) 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。（同居の親族を含む。）
- (6) 過去に同区分の補助金の交付を受けたことがないこと。

▲対象事業のうち、「1.屋根・壁の遮熱・断熱工事」及び「2.地下水クーラー導入工事」の場合は、上記に加えて、下記（7）の要件も満たす必要があります。

- (7) 申請時点で、つばめ子育て応援企業に認定されていること又は補助金の交付決定日から起算して90日以内に、つばめ子育て応援企業の認定を受けること。

■ 必要書類

申請のために、以下の書類をご用意ください。

- ① 補助金交付申請書（様式1）
- ② 建物の所有を確認できる書類（固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し等）
- ③ 工事見積書の写し（原則発行後3か月以内かつ有効期間内のもの）
- ④ 事業効果が見込まれる使用材料や導入機器のカタログ等
- ⑤ 施工箇所又は設置箇所が確認できる図面等
- ⑥ （法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
（個人）直近の確定申告書の写し（青色申告第1表または白色申告第1表）
- ⑦ 燕市税の納税証明書または納税状況確認に係る同意書
（該当する場合のみ）
- ⑧ 建物の賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書
- ⑨ つばめ子育て応援企業認定証の写し又は確約書兼同意書（様式第2号）